

住宅ローン

令和2年8月3日現在

商品名（愛称）	・無担保住宅ローン
ご利用いただける方	・当金庫営業地区内にお住まい、またはお勤めしている個人および個人事業主の方。 ・満20歳以上、最終返済時の年齢が満75歳以下の方。 ・安定した収入がある方。 ・（一社）しんきん保証基金の保証が受けられる方。
お使いみち	申込人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくはその家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅にかかる次の資金 ※①は、申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可 ① 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計監理料、土地造成費用、解体工事費用等 ※上記①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可（ただし、①と合わせた申込みで100万円以内） ※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とする ※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外 ② 申込人が①を用途として自信用金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上返済にかかる手数料を含む） ③ 申込人が①を用途として自信用金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限る）の借換え資金（借換えに伴う繰上返済にかかる手数料を含む） 【申込時点における対象となる物件の条件】 申込人もしくはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの ※次のものは各種（仮）登記から除く ・ 当金庫貸付（事業資金、住宅ローン（代理貸付を含む）等）にかかる抵当権および根抵当権 ・ 本件の借換えて抹消となる他行住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権 ・ 資金用途がリフォーム（増改築・修繕）資金またはリフォーム（増改築・修繕）の借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権
ご融資金額	・ 1,500万円以下
ご契約期間	・ 3ヵ月以上20年以内
お借入金利	・ 固定金利（金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。） ・ 利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます ※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。 ※金融情勢等により、変更させていただく場合があります。
ご返済方法	・ 毎月元利均等返済または毎月元金均等返済（元金返済据置期間は6ヵ月以内。） ※お借入金額の50%以内につき6ヵ月ごとのボーナス返済併用も可能です。 ※返済日が休業日の場合は、その翌営業日となります。
担保・保証人	・ 原則不要です。（保証会社である（一社）しんきん保証基金が保証をいたします）
保証料	・ お借入金利に含みます。
必要書類	・ 本人確認書類（運転免許証等） ・ 年収確認書類（お借入金額が100万円超の場合は必要） ・ 資金用途確認書類（売買契約書、工事請負契約書等） ・ 対象物件の全部事項証明書（発行日から3ヶ月以内）本人確認
手数料	・ 一部繰上返済・期日前完済・条件変更をされる場合は所定の手数料がかかります。

遅延損害金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18. 25% <p>ご返済を遅延された場合、損害金をいただきます。(延滞金額に対し、1年365日とする日割り計算)</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務企画部(9時～17時、電話0973-23-3177)にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫業務企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご融資金は、原則として工事契約先等へお振込みいただきます。なお、振込手数料については、お客さま負担となりますので、あらかじめご了承ください。 ・ 当金庫および保証会社の審査の結果によっては、お申込をお断りする場合やご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。